

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月8日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第2号

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 給与条例第15条第1項、勤務時間等条例第15条第3項又は北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号）第19条の規定により、その給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第16条の規定の例による。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 給与条例第15条第1項、勤務時間等条例第15条第3項 <u>（勤務時間等条例第15条の2第3項において準用する場合を含む）</u>又は北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号）第19条の規定により、その給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第16条の規定の例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。